

関市債券運用指針

関市基金の運用の対象となる債券、預金に係る基本事項を次のとおり定める。

1 基金の運用原則

(1) 安全性

資金の安全性を確保するため元本が保証される金融商品により運用する。

(2) 流動性

現金化を考慮した運用形態の必要性から、定期預金運用との割合を考慮する。

(3) 効率性

より良い運用収益を求めるため、運用先の種類、利回り及び運用期間を精査する。

2 債券運用方針

(1) 信用リスクへの対応

①購入する債券は、国債、地方債、政府関係機関債（政府保証債、財投機関債）、電力債の元本償還が確実な債券とする。

②政府関係機関債の購入については、国債と同等程度の信用格付けがされたものとする。

③電力債の購入については、保有期間（償還年限）を20年程度とする。

(2) 流動性確保のための計画的な運用

保有期間（償還年限）20年、各年度10億円程度のポートフォリオの構築を目指す。

(3) 超長期債による安定的な運用益の確保

①利率の高い償還年限の20年を超える債券による利息の安定確保を図る。

②償還年限が20年を超える債券の購入については、各年度の基金運用方針の決定とともに市長の決裁を受ける。

(4) 債券の特性を生かした効率の良い運用

①利回り及び各債券が持つ含み益（ローリング効果による売却益）に着目した運用の他、債券価格の変動にも考慮した益出しにも努める。

②優位な債券との入替えによる効果的な運用に努める。

(5) 債券市場の変動に応じた対応

①債券利率の大幅な変動には、総合的な観点から対処する。

(6) 売却損失の処理

①債券の売却損失は一括運用する基金の運用収益を使用して償却を行うことができる。ただし、売却損失額が額面金額の5%以下のものに限る。

3 債券の取得

(1) 国債

①国債は入札により発行されるため額面単価が100円を上回る場合（オーバーパー債）は、年度内に払われる初回の受取利息で償却差損を償却できるものに限る。

②リオープンで発行されるものは、前回発行日から今回発行日までの間の経過利息を支払う必要があるが、入替の場合は売却益で、新規の場合は、初回又は年度内の受取利息で償却できるものに限る。

(2) 地方債

①地方債の新発債は額面100円以下で発行される。表面利率と、ポートフォリオを考慮し購入する。

②債券入替の場合は、償還年限、表面利率の優位性、売却益、経過利息を考慮する。

③既発債で額面100円を上回る債券は国債の例による。

④県及び市が元本を保証する地方公社が発行する債券

(3) 国債、地方債以外の債券

①取得に関しては国債、地方債と同様とする。

②保有は、債券運用総額の20%以内とする。

③地方公共団体金融機構債は、地方債に位置付けする。

4 債券の管理

債券を購入したとき又は満期若しくは期中売却したときは、関市債券管理台帳(別記様式)に債券ごとに下記の事項のうち確定した事項を遅滞なく記入し、保管する。

- (1) 購入債券の名称
- (2) 購入日及び購入単価
- (3) 購入理由
- (4) 運用期間又は残存期間
- (5) 満期又は売却日
- (6) 償還価格又は売却価格
- (7) 償還差損の会計処理方法
- (8) 受取利息
- (9) 債券売却益
- (10) 運用期間中の利回り
- (11) 期中売却の場合、その理由

5 資金の調達

基金の運用と共に、歳計現金の管理において、支払準備金に不足の恐れが生じる場合、不足となる金額、期間により、次の中で最も有利な手段により調達する。

- (1) 指定金融機関からの当座貸越による一時借入
- (2) 基金からの繰替え運用
- (3) 保有債券による売現先取引

6 この指針は、債券市場の状況等により見直しをするものとする。

附 則

この指針は、平成 13 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する

附 則

この指針は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する